

機密性 2
<input checked="" type="checkbox"/> ・無制限
平成 24 年 8 月 8 日から 平成 29 年 8 月 7 日まで

基安化発 0808 第 4 号
平成 24 年 8 月 8 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長

1,3-ジクロロプロペン、パラ-ジクロロベンゼン及び4-ビニル-1-シクロヘキセンの
リスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について

「1,3-ジクロロプロペン」、「パラ-ジクロロベンゼン」及び「4-ビニル-1-シクロヘキセン」については、平成 22 年度よりリスク評価のためのばく露実態調査を行ってきたところであり、先般、当該リスク評価の結果がまとまり、「化学物質のリスク評価検討会」報告書として公表したところである。

当該 3 物質については、一部の事業場においては健康障害を生じるリスクが高いとされたものの、多くの事業場の作業工程に共通した高いリスクは認められなかったことから、平成 24 年 8 月 1 日付け基安発 0801 第 1 号により自主的な管理の徹底を指導することとしているが、高いばく露の認められた一部の事業場に対しては、所轄の労働局を通じて指導の徹底を図るよう、別添 1 から 3 のとおり通知しているので了知されたい。

機密性2
<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・無制限
平成24年8月8日から 平成29年8月7日まで

基安化発 0808 第1号
平成24年8月8日

岡山労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長

1,3-ジクロロプロペンのリスク評価結果に基づく労働者の
健康障害防止対策の徹底について

標記「1,3-ジクロロプロペン」については、平成22年度よりリスク評価のためのばく露実態調査を行ってきたところであり、先般、当該リスク評価の結果がまとまり、「化学物質のリスク評価検討会」報告書として公表したところである。

1,3-ジクロロプロペンに係るリスク評価結果は、下記1のとおりであり、ばく露実態調査を行った事業場のうち下記2の事業場を除いては健康障害を生じるリスクは高くないとされ、多くの事業場の作業工程に共通した高いリスクがみられるわけではなかったことから、健康障害防止措置のための制度的対応は要しないとされたところである。1,3-ジクロロプロペンを製造し、又は取り扱う事業者に対しては、リスクアセスメントに基づく自主的な管理を徹底するよう平成24年8月1日付基安発0801第1号により指導することとしているが、下記2の事業場においては、

このため、下記3の要因分析を踏まえ、早急にばく露防止措置を講ずるよう当該事業場に対する指導を徹底されたい。

記

1 1,3-ジクロロプロペンのリスク評価結果（要約）

リスク評価におけるばく露の高い作業の詳細とその要因解析の結果、1,3-ジクロロプロペンのペール缶への充填作業については、高いばく露が見られるものの、当該事業場

に限定的なリスクであると判断された。

同種作業を行う別の事業場ではばく露レベルは共通して低く、作業工程共通のリスクがある可能性は低いと考える。したがって、法令により対策を講じる必要性は低いと考えられる。

ただし、リスクの高い作業が認められた事業場においては、作業方法の改善、発散抑制措置の改善、呼吸用保護具の使用の徹底等に係る事業者の自主的管理の指導等が必要と考える。

また、1,3-ジクロロプロペン¹は経皮吸収性が指摘されていることから、当該物質の飛沫や蒸気に触れないよう、製造・取扱い事業者に注意喚起を行うことが必要である。

2 高いリスクが認められた事業場

[Redacted]

3 要因分析結果

[Redacted]

機密性2
<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・無制限
平成24年8月8日から 平成29年8月7日まで

基安化発 0808 第2号
平成24年8月8日

和歌山労働局労働基準部長 殿
新潟労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長

パラ-ジクロロベンゼンのリスク評価結果に基づく労働者の
健康障害防止対策の徹底について

標記「パラ-ジクロロベンゼン」については、平成22年度よりリスク評価のためのばく露実態調査を行ってきたところであり、先般、当該リスク評価の結果がまとまり、「化学物質のリスク評価検討会」報告書として公表したところである。

パラ-ジクロロベンゼンに係るリスク評価結果は、下記1のとおりであり、ばく露実態調査を行った事業場のうち下記2の事業場を除いては健康障害を生じるリスクは高くないとされ、多くの事業場の作業工程に共通した高いリスクがみられるわけではなかったことから、健康障害防止措置のための制度的対応は要しないとされたところである。パラ-ジクロロベンゼンを製造し、又は取り扱う事業者に対しては、リスクアセスメントに基づく自主的な管理を徹底するよう平成24年8月1日付基安発0801第1号により指導することとしているが、下記2の事業場においては、

また下記3の事業場においては、

このため、下記4の要因分析を踏まえ、早急にばく露防止措置を講ずるよう当該事業場に対する指導を徹底されたい。

記

1 パラ-ジクロロベンゼンのリスク評価結果（要約）

ばく露の高い作業の詳細とその要因解析の結果、パラジクロロベンゼンを使用して防虫剤を打錠成形する一連の作業については、高いばく露が見られるものの、当該事業場に限定的なリスクであると判断された。

しかしながら、同種作業を行う別の事業場ではばく露レベルは共通して二次評価値を下回り、作業工程共通のリスクがあるとまでは言えず、法令により対策を講じる必要性は低いと考えられる。

ただし、ばく露レベルは二次評価値を下回っているものの、十分に低いレベルとは言えないため、同種作業を行う事業場に対しては、「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」に基づき自主的に適切な管理を行うよう周知することが適当である。

特に、リスクの高い作業が認められた事業場においては、作業方法の改善、発散抑制措置の改善、保護具（マスク、眼鏡、手袋）の使用の徹底等に係る事業者の自主的管理の指導等が必要と考える。

2 高いリスクが認められた事業場

[Redacted]

3 リスクが十分に低くない事業場

[Redacted]

4 要因分析結果

(1) 2の事業場

[Redacted]

(2) 3の事業場

[Redacted text block containing multiple lines of obscured content]

機密性2
<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・無制限
平成24年8月8日から 平成29年8月7日まで

基安化発 0808 第3号
平成24年8月8日

神奈川県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長

4-ビニル-1-シクロヘキセンのリスク評価結果に基づく労働者の
健康障害防止対策の徹底について

標記「4-ビニル-1-シクロヘキセン」については、平成22年度よりリスク評価のためのばく露実態調査を行ってきたところであり、先般、当該リスク評価の結果がまとまり、「化学物質のリスク評価検討会」報告書として公表したところである。

4-ビニル-1-シクロヘキセンに係るリスク評価結果は、下記1のとおりであり、ばく露実態調査を行った事業場のうち下記2の事業場を除いては健康障害を生じるリスクは高くないとされ、多くの事業場の作業工程に共通した高いリスクがみられるわけではなかったことから、健康障害防止措置のための制度的対応は要しないとされたところである。4-ビニル-1-シクロヘキセンを製造し、又は取り扱う事業者に対しては、リスクアセスメントに基づく自主的な管理を徹底するよう平成24年8月1日付基安発0801第1号により指導することとしているが、下記2の事業場においては、

このため、下記3の要因分析を踏まえ、早急にばく露防止措置を講ずるよう当該事業場に対する指導を徹底されたい。

記

1 4-ビニル-1-シクロヘキセンのリスク評価結果（要約）

初期リスク評価におけるばく露実態調査の結果、不純物として生成された当該物質の廃棄、再利用等を用途とする1事業場で、当該物質のローリーへの積み込み等の作業を行う2人に、二次評価値を超えるリスクの高い作業が確認されたが、同種作業を行って

いる事業場に対する詳細ばく露調査では、二次評価値を上回る TWA 値は見られず、作業工程に共通して高い TWA 値がみられるわけではなく、当該事業場に限定される、リスクであると判断された。

4-ビニル-1-シクロヘキセンのばく露作業報告のあった、8 事業場中の 5 事業場について調査を行ったことになるが、その結果から作業工程共通のリスクがある可能性は低いと考えられ、法令により対策を講ずる必要性は低いと考えられる。

なお、当該物質のローリーへの積み込みの際にローリー内から、外気に排気すると、その付近で作業している労働者に高いリスクが生ずることが想定され、当該作業については、事業者による、自主的なリスク低減措置が特に必要であり、今回の調査により、高いばく露のあった事業場に対しては、作業方法、発散抑制措置の改善等事業者の自主管理の指導等が必要と考える。

また、4-ビニル-1-シクロヘキセンは、ヒトに対して発がん性が疑われる物質であり、各種有害性も指摘されていることから、その他の事業場においても、自主的なリスク低減措置が必要である。

2 高いリスクが認められた事業場

[Redacted]

3 要因分析結果

[Redacted]